

令和 6 年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書

所属所コード

所属所名称

※コードは右下の表を参照してください。

資格担当提出用

共

No.	組合員番号	氏 名	組合員種別	退職年月日	喪失年月日	喪失理由コード※	証等の回収枚数			紛失届	年金関係書類		組合員確認	備考
							組合員分	被扶養者分	その他の証					
1	05678910	新宿 花子	一般	令和7年3月31日	令和7年4月1日	1	1				有	無	✓	定年退職、任意継続加入、退職届書有
2	07123333	都庁 太郎	一般	令和7年3月31日	令和7年4月1日	10	1	1			有	無	✓	神奈川県支部（正規職員）へ転出、転出・異動届書有
3	08743212	福利 厚夫	短期	令和7年3月28日	令和7年3月29日	1				1	有	無	✓	臨時的任用終了、4月1日～都正規職員
4	09876543	給付 明朗	一般	令和7年3月31日	令和7年4月1日						有	無	✓	暫定再任用フルタイムから暫定再任用短時間へ切替、退職届書有
5	09882547	東京 頼子	一般	令和7年3月31日	令和7年4月1日	1	1		1		有	無	別紙	普通退職、喪失届書別紙添付、退職届書有
6	50116023	資格 康雄	短期	令和7年3月31日	令和7年4月1日						有	無	✓	短期組合員資格継続
7	61890123	公立 共美	短期	令和7年3月31日	令和7年4月1日	10	1				有	無	✓	埼玉支部（会計年度任用職員）へ転出
8	09647444	厚生 厚美	一般	令和7年3月31日	令和7年4月1日	11	1	2			有	無	✓	都共済へ転出、転出・異動届書有

【注意事項】

- 退職後、任意継続組合員になる場合も資格喪失手続と証等の回収をしてください。
- 資格喪失時点で所持している組合員証・被扶養者証、資格確認書（有効期限内のもののみ）を回収してください。
- 退職後、引き続き他県などで再就職する場合も現所属で証等を回収してください。また、転出先で正規職員となる場合は年金関係書類（転出届）も必要です。
- 証等を紛失したときは、「資格喪失時紛失届[様式№紛失2]」を提出してください。
- 一般組合員から短期組合員となる場合、資格喪失手続は不要ですが、年金関係書類（退職届書等）は必要です。
- 「その他の証」の欄は、組合員証・被扶養者証、資格確認書以外の証（限度額適用認定証、特定疾病療養受領者証、高齢受給者証）を回収した際に記入してください。
- 休職中等の事情により、確認欄に✓をもらえない場合は、「一般・短期 組合員資格喪失届書」を添付し、「組合員確認」欄に「別紙」と記入してください。
- 任用が継続するため資格喪失しない組合員の氏名等が印字されている場合は、必ず二重線で消してください。
- 短期組合員が引き続き他県などで再就職する場合も、一般組合員と同様に組合員証等を現所属で回収してください。なお、長期適用外のため年金関係書類の提出は不要です。
- 都共済等への異動者等、記載されていない資格喪失者については、手書きで追記してください。

上
公

令和 年 月 日

所属所名

所属所長職氏名

電話番号

事務取扱者氏名

()

(公印省略)

(参照)

コード	喪失理由	年金関係書類	コード	喪失理由	年金関係書類
1	退職	退職届書	11	転出(地共済)	転出届書
10	転出(他支部)	異動届書	13	転出(国共済)	転出届書

※短期組合員の場合、年金関係書類の提出は不要です。

※この用紙は資格担当へ提出してください。